

自ラモ進ミテ勞苦ノ事ニ當リ奉公ノ念ニ徹スベシ。

例へバ戰時下ノ學徒タル者ハ深ク皇國ノ後勤タルノ自覺ニ徹

シ、一般青年ガ或ハ農耕ニ從ヒ或ハ工場ニ働キ直接戰時下國家ノ樞要ナル生産ニ從業セルヲ顧念シ身ヲ持スルニ感謝ト尊敬トヲ以テシ

老幼婦女ヲ勞ハリ特ニ車中ニテハ之ニ座席ヲ讓リ

學校報國隊ノ諸活動ソノ他所謂勤勞作業等ニ際シテハ

最モ眞面目ニ且ツ積極的ニ之ニ從フベク

カクテ日本全國ノ青年ハ克ク一體トナリテ邦家ノ負荷ニ應フルコトヲ得ベシ

五、學徒ノ体位向上ハ大東亞建設ノ根基タリ 學徒タル者宜シク

思ヒヨ此ニ致シ自ラ進ンデ積極的ナル身心ノ鍛鍊ニ力ヲ用ヒ逞

シキ體力ト明朗闊達ナル精神トヲ涵養シ卒業後直チニ如何ナル

業務ニ服スルモ完全ニソノ責務ヲ果スノ用意ナカルベカラズ。

例へバ體力章檢定ノ標準ノ向上ヲ期シテ努力練習シ、國防競

技等ヲ盛ニシ單ナル娛樂的競技ニ墮スルコトナク

精神的要素ヲ重視シ

早起早寢ヲ勵行シ

酒草煙ヲ排除シ

身邊ヲ清潔ニシ

規律アル生活ヲナシ

日常衛生ヲ重シ

殊ニ結核等ノ傳染性疾患ニ冒サレタル際ハ教養アル學

徒トシテ苟モ他ニ累ヲ及ボスガ如キコトナキヤウ注意スベシ

右ノ五條ハ常ニ學徒ノ遵守スベキ所ナレドモ今ヤ曠古ノ難局ニ際會シ舉國一體必勝ノ信念ニ燃エテ皇國ノ世界史的使命ノ達成ニ邁進スル秋、生ヲ聖代ニ享ケタル學徒ハ深クソノ責務ヲ自覺シ酷寒膚ヲ刺ス北滿ノ曠野ニ國境ヲ警備シ炎熱鐵ヲ熔カス南海ノ波濤ニ勇戰奮闘スル將兵ノ心ヲ以テ心トシ率先垂範此ノ自戒五條ノ實踐ヲ期スベシ。

⑩ 研究科臨時規則

従来は研究科の入学は毎年度の始めに願ひ出る規定であつたが、学年短縮により昭和十七年九月、学年の半ばに卒業した者は規則第二十五条の規定に拘らず卒業の月または翌月に入学を願ひ出ることが出来ると改められた。

⑪ 修業年限短縮

昭和十六年十一月一日、大学、高等専門学校の修業年限が十七年度については六カ月臨時短縮されることに決まり、本校においても十七年度より九月に卒業式を行うこととなった。これは、十六年十二月八日の日本軍による真珠湾攻撃によって太平洋戦争（大東亞戦争）が始まり、戦争遂行のための兵力、労働力の確保が必要となつたための措置であつた。